

上　こ　第　９　１　号  
令和２年４月２７日

保護者各位

上牧町長　今中　富夫  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための保育所等の

### 利用自粛の延長のお願い及び保育料等の取扱いについて

平素は、本町の保育行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

現在保育所等の利用自粛をお願いしている最中ですが、政府は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に対応するため、全国に対して緊急事態を宣言しました。現在も日々新たな感染者が報告されている状況です。

保育施設等につきましては、通常通り保育を実施しておりますが、感染リスクを抑えるため、ご家庭等での保育が可能な場合はできる限り利用自粛にご協力くださるようお願いしております。

今回、4月に引き続き、保育料のご負担がある保護者様には、利用自粛等ご協力いただいた場合は下記のとおり欠席日数に応じて保育料を減免いたします。

該当される方で、保育料減免申請書を4月に提出されていない方は、保育所(園)または、こども支援課にご提出ください。4月に提出された方は改めて提出いただく必要はありません。ただし、保育料の減免が実施されるのは、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る期間のみとなり、通常は保育所等に在籍されている期間中に長期欠席された場合でも減免等の措置はありませんのでご了承ください。

※本通知は可能な範囲でご協力をお願いするものであり、保育施設の利用を必要とする

方に自粛をお願いするものではありません。

#### 記

1. 登所・登園の自粛のお願い及び保育料日割り算定期間  
令和2年4月1日～5月31日
2. 保育料日割り計算の対象者  
上記の期間中に保育所等を休まれた方(土曜日含む)

※この期間中については、欠席の理由を問わず対象とします。

### 3. 保育料の計算方法

5月の保育料＝月額保育料÷25日×出席日数

(例)5月分保育料月額35,600円・出席日数10日の場合

35,600円÷25日×10日＝14,240円(10円未満切捨て)

### 4. 保育料の返還方法

いったん保育料全額をお納めいただき、5月の利用状況を確認した後に差額を還付します。

還付の時期・方法は後日お知らせします。

※給食費等の取扱いについては、公立施設については日割りで還付します。私立施設は各園にお問い合わせください。

### 5. 育児休業の取扱いについて

5月入所の場合は5月中の職場復帰をお願いしていましたが、登所・登園自粛に伴い、職場復帰は6月でも可とします。

育児休業を6月まで延長される場合は、6月中の復職が分かる勤務等証明書を6月19日までに、こども支援課に提出してください

### 6. 求職活動の取扱いについて

5月入所の場合は7月中の就職決定をお願いしていましたが、登所・登園自粛に伴い、求職活動期間を8月末まで延長します。就職が決まり次第、勤務等証明書をこども支援課に提出してください。

### 7. 6月以降の取扱いについて

現時点では、登所・登園自粛要請は4月1日から5月31日までですので、保育料の日割り・育児休業等の取扱いも4月1日から5月31日までとなります。状況が変わり6月以降も自粛要請を行う場合は改めてお知らせします。

上牧町住民福祉部 こども支援課  
Tel:0745-43-5034(直通)